

環境社会配慮ガイドラインについてのコメント

2003/05/21

田島正廣（国際航業(株)海外事業部）

1. ガイドラインの内容

- ガイドラインは全体に適応するものと開発調査、無償資金協力、技術協力のそれぞれスキームに適応するものを区分し記述する必要がある。ガイドラインをスキームの区別なしにまとめることには無理がある。
- ガイドラインはプロジェクト(Loan と Grant)に分け作成される必要がある。Loan に繋がるものは、JBIC により EIA が実施されるが Grant に繋がるものは EIA の実施・審査手続きが不明確であるのでその点を明確にする必要がある。JICA と外務省の役割分担を具体的に明記にする必要もある(例えば、EIA レポート作成までの指導を JICA の責任とする)。
- ガイドラインでは「環境社会配慮の努力を支援し・・・」となっているが「環境社会配慮の実施を支援し・・・」と改めた方がよい。

2. 無償資金協力についてのガイドラインの方針

- 無償資金協力事業は Grant であるので日本政府の責任において支援し相手政府に環境アセスメントを実施させる必要がある。相手政府が環境アセスメントを行わない限り、無償資金協力は行わない方針を確認する必要がある。相手政府に閣議決定(E/N 調印)前までに EIA を完了させる。
- なお、支援の中身を明確にする必要があり、EIA レポートの作成について JICA は技術的資金的援助を行なうことを明記する必要がある。

3. 無償資金協力のフローと EIA の関係

- B/D で EIA を JICA が支援し事前審査等を実施する。フローは、EIA を実施→相手国の EIA の手続き承認→JICA 環境審査室の承認→閣議決定→E/N の調印→D/D 実施。
- EIA 法が整備されている国は、その国の法制度により手続きがなされているかチェック、また EIA 法が無い国については、JICA が EIA レポートを支援し作成・審査する。
- 作成された EIA レポート及び相手国の EIA 手続きは JICA 環境審査室で事前審査(仮)を得て、その後外務省で審査される。

4. EIA 審査作業

- EIA 審査作業を充実させるため JICA に環境審査室を設置する必要がある。

5. 無償資金協力の予備調査

- 無償資金協力について環境社会配慮が必要と思われるものについては、予備調査で環境社会配慮団員を派遣する必要がある。

以上